

令和7年度栃木県立県南体育館専用利用調整会議開催要項

1. 専用利用とは、各施設を貸切り、各種スポーツ大会や練習目的の定期利用及び文化的行事を行うことを云う。

2. 専用利用調整会議

(1) 開催日時 令和7年2月14日(金)

受付 午後6時00分～

開会 午後6時30分～

※(対象期間：令和7年4月～令和8年3月)

前期(令和7年4月～同9月)及び後期(令和7年10月～令和8年3月)

それぞれ同時に重複調整会議を行う。

(2) 会 場 栃木県立県南体育館 サブアリーナ(予定)

3. 専用利用申請について

(1) 申請期間 令和6年11月7日(木)～令和6年12月4日(水)まで

※郵送の場合も令和6年12月4日(水)必着

※別添専用利用希望申込書に記入の上申請する。

※大会開催要項等を添付。(前年度のものでも可)

※大会、主催、主管等は、正式な名称で記入する。

※申請期間以外の受付けは行わない。

(2) 以下の期日は利用申し込み不可

◆ 休館日

(年末年始) 令和7年12月28日(日)～令和8年1月4日(日)

(施設点検日)

令和7年：4月7日(月) 5月12日(月) 6月2日(月)

7月7日(月) 8月4日(月) 9月1日(月)

10月6日(月) 11月4日(火) 12月1日(月)

令和8年：2月2日(月) 3月2日(月)

(臨時休館日)

令和7年 4月 1日(火)～11日(金)※土日含む

令和7年11月 8日(土)～9日(日)

※6月15日は『栃木県民の日』のため、専用利用の予約は受けない。

◆ 生涯スポーツ課事業

令和7年：4月13日(日) 11月1日(土)

4. 専用利用調整会議参加団体の範囲

- (1) 栃木県・小山市及び県内公共団体（県・市スポーツ協会等）
- (2) その他、当館が認めた団体（全国連盟・協会等）

5. 調整会議の基本方針

- (1) 調整会議の対象はスポーツ行事（大会及び定期利用）・文化的行事とする。
- (2) 調整にあたっては、公正にして平等を期する。
- (3) アマチュアスポーツ行事を優先する。
- (4) 利用調整会議での利用優先順位について

【大会規模】

- ① 全国大会
- ② 関東大会
- ③ 県大会
- ④ 市町大会
- ⑤ 地区大会

【主催団体】

- ① 栃木県・栃木県教育委員会
 - ② 小山市・小山市教育委員会
 - ③ （公財）栃木県スポーツ協会
 - ④ （公財）小山市スポーツ協会
 - ⑤ その他
- スポーツ行事等は、年1回の開催を予定する大会を優先する。
 - 全国や関東等の名称を用いた大会であっても、内容（出場団体、競技者数、予選大会、内容及び団体数等）により優先されない場合がある。

(5) 同等規模大会等の重複について

- 大会が重複した場合は、調整会議の定められた時間内に該当者同士の話し合いで調整する。
- 該当者同士の話し合いで調整できない場合は、抽選とする。
- 重複調整において不調となった大会等については、次の期間に限り受付ける。

※ 専用利用確認・変更受付期間

令和7年3月4日（火）午前9時～3月7日（金）午後4時まで

※ 専用利用確認期間終了後の3月14日（金）から利用料金が発生する。

(6) 文化的行事は、土、日曜日・祝日の利用を避けることを前提とする。

(7) 興行の申請は、調整会議を経て年間専用利用確定後に、内容が利用規定等に適していれば受付ける。

(8) 大会及び定期利用以外の専用利用（研修室のみ利用含）及び興行の受付は次の通りとする。

※ 受付開始日時 令和7年3月18日（火）午前9時から

- (9) 専決利用とは、指定管理者が主催する大会（小山市総合選手権大会等、ただし1種目1日のみ）および、知事が主催する大会（県民スポーツ大会等）、すでに期日が決定されている関東大会もしくは同等で、栃木県または指定管理者が開催承認したものを云う。

6. 利用回数について

- (1) 同一団体が主催する類似した大会等を年に複数回開催する場合は、定期利用とみなす。
- (2) 同一団体による文化的行事の利用は、原則として月1回を限度とする。
- (3) 定期専用利用におけるメインアリーナ及びサブアリーナの夜間利用は、原則として週1回とし、午前及び午後の利用は、予約の状況等により制限する
- (4) 一般利用者の利便性を損なわないよう専用利用予約を制限する。

7. 利用時間について

- ◆ 午前の部 午前9時から午後1時
- ◆ 午後の部 午後1時から午後5時
- ◆ 夜間の部 午後5時から午後9時

- ※ 専用利用（大会・定期利用・文化的行事）の開催には、上記の時間内に開始・終了できるよう企画運営すること。
- ※ 企画運営上の理由により、早朝及び延長時間が生じる場合は別途有料で許可することがある。

8. 専用利用の許可申請、変更、取消し及び利用料金について

- 利用許可申請（利用料金の納入）・打合せ：利用日の1か月前までに行う。
開催要項提出と大会の運営について打合せを行い、許可書は当日持参する。
- 専用利用の変更手続き：変更許可申請書を提出すること。
変更の受付は予約日の7日前までに行う。事前予約のない日に限り変更可能とする。
- 大会又は定期利用等の取消手続き：取消届書を提出する。
取消届の手続きは7日前までに行う。
利用取消手続き後、規定に則り利用料還付請求がされた場合は納付した利用料金の5割の額を還付することができる。ただし、7日前までに手続きが出来なかった場合は、全額徴収となり、還付請求はできない。
- 利用料金：予約確定時に利用料金が発生する。（原則、仮予約は出来ない）
*7日前までとは…利用日（予約日）当日を含まない。

9. その他

- (1) 調整会議において調整に不測の事態が生じた場合は、あくまでも当該関係者同士の話し合いにより調整するものとする。
- (2) 利用に関しては、栃木県立県南体育館利用案内を参照。

10. 定期利用申請についてのご注意

定期利用のみの申請団体は2月の調整会議への出席は不要。

なお、大会での利用が優先となるため、大会開催日および休館日等の利用不可日を申請した場合は自動的に申請を取り消される。申請日と決定日は同一ではないため、3月の最終決定をホームページで必ず確認し予約確認書を提出する。